

# HAL だより



HALだより Vol. 32 2013 Autumn

発行日 2013年9月30日発行(通巻32号)

発行 一般財団法人 北海道農業企業化研究所

〒061-1405 北海道恵庭市戸崎193番地6 TEL 0123-35-2110 FAX 0123-35-2120

## 新規就農政策の課題

(平成25年3月発行HAL財団調査レポートより)

HAL認証農産物生産者間で情報交換  
産地間交流会を開催

The Fellowship

農業経営モデル紹介

有限会社 ほなみ(南幌町) 代表取締役 長澤 一昭氏



http://www.hal.or.jp

## From 北海道農業法人協会

北海道農業法人協会  
7月～9月前半の主な活動

7月19日  
酪農部会「平成25年度第2回酪農生産原価基準研究会」(帯広)

7月27・28日  
農家と料理人のハーベストフェスティバル2013(札幌)  
〈サブイベント〉農業の未来へ!婚活パーティー

8月1日  
第8回のふし経営塾(ねむろ農業法人ネットワーク研修会共催)(中標津)

9月5・6日  
北海道・東北農業法人WEEK2013in  
ふくしま(福島県いわき市)

2013 Autumn

## 北海道・東北農業法人WEEK2013 in ふくしま

平成25年9月5、6日の両日、福島県いわき市において、北海道・東北農業法人WEEK2013 in ふくしまが開催されました。会場となったのは、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興のシンボルとなっているスパリゾートハワイアンズ。元航空幕僚長の田母神俊雄氏による基調講演のほか、被災前より経営が改善した復興の事例報告が行われました。また、東京電力福島第一原発放射能汚染水

漏出問題の国主導による抜本対策の加速化に関する要望が緊急決議され、後日、政府ならびに東京電力に対して提出されました。2日目の行われた現地視察では、初日に事例報告された農場や、福島第一原子力発電所から20km区域内で昨年8月から避難指示解除準備区域となった楡葉町の温室施設などを訪問しました。震災から2年以上の年月が経過し、農業復興の萌芽が見られるようになりまし

たが、一方で、生産者の努力で市場より高値で取引されていた商品に対する損害賠償が認められていないかつ、除染により取り除かれた土などが依然として仮置きされた状況にあって、今後解決に向けて長い年月の努力を継続していかなければならない現状があります。北海道、東北の農業法人として繋がった連携を途切れさせず、個々の経営努力をつづけていくことが求められます。

## 第8回のふし経営塾 「経営者と従業員がともに 生き甲斐を持てる農場づくり」



平成25年8月1日、ねむろ農業法人ネットワーク研修会の共催事業として、中標津町で第8回のふし経営塾を開催しました。研修会は「経営者と従業員がともに生き甲斐を持てる農場づくり」を主題に、

前半は、サポータークラブ会員企業の協力による「農業法人の人事労務管理と労働契約法改正について」と題した講習会を実施。労働契約法に対する注意点を確認し、農業界でも増加傾向がみられる労使トラブルについて未然に防ぐために準備すべきことなどが紹介されました。後半は、先進的な取り組みを行う協会会員とサポータークラブ会員によるパネルディスカッションと意見交換会。農場HACCPやISOといった認証制度を背景に、人材育成や組織づくりにフォーカスを当てた討論が行われました。ここ

では「認証制度がなぜ、人材育成や組織づくりに役立つのか」について、取り組みを始めた経緯や経験を交えての紹介があり、制度の根幹にもあるPDC Aサイクルや経営の見える化、コミュニケーションの重要性についての考え方が紹介されました。また、研修農場と法人が連携した人材獲得とその育成についても提案がありました。その後の意見交換会では、「目標設定を考えてみたい」「自分の農場は(PDC Aサイクル)のチェックが出来ていない」「自社の取り組みを改めて見直す機会となった」といった声があり、経営の見える化は、農業法人全体として持つべき問題意識として提起されました。

## 農業の未来へ!婚活パーティー開催



平成25年7月28日、サッポロキッチン&さんにおいて、「農家の料理人のハーベストフェスティバル2013」(北海道農業法人協会後援)のサブイベントとして、「農業の未来へ!婚活パーティー」が開催されました(運営/GENIY Inc.)。時折雨が降るあいにくの天気となりましたが、イベ

ントには道内の農業者と農業に興味のある女性ら35名の男女が参加し、道産野菜を使ったタッチオーブン料理などを囲みながら交流を行いました。イベントの最後に行われたカップリングタイムでは3組のカップルが成立。担い手対策としての初めでの試みでしたが、今後が期待されるイベントとなりました。

## 野菜のカルテ

～病害虫と生理障害～



### ジャガイモ編 そうか病

細菌の一種の放線菌に感染することによって起こります。イモが形成される6月中旬から下旬の時期に、気温が高く雨が少ない状況の時に多く発生します。また、未熟な有機物が施用された場合や土壌のpHが高い場合にも発生が多くなります。

発症するとイモ表面にコルク化したデコボコができ、イモ自体の品質への影響はありませんが、外観が著しく損なわれるため、選果段階で取り除かれます。

生産現場では、連作により発生しやすくなることから、しっかりとした輪作を組むことや、適切な土壌改良を行うこと、また、無病の種イモを使用するなどの対応を行っています。

# 新規就農政策の課題

(平成25年3月発行HAL財団調査レポートより)

堀越 孝良 (堀越農政経済研究所代表)

2012年に実施した新規就農に関する調査レポートを再編する形で掲載しております。

**新規就農者の減少と農業就業人口の減少・高齢化**

かつては農業後継者対策といわれた政策は、新規就農政策と呼ばれるようになりました。非農家出身者で農業経営を開始した方(新規参入者)や、農業法人等において雇われて新規に農業に従事する方(新規雇用就農者)の存在が大きくなったためです。

農業後継者の確保は、経済的要因と社会的要因に分けられます。経済的要因としては、後継者が入ることや労働は軽減されるものの、収入が増えるわけではないことや、後継者には経営の実態がわからないことが挙げられます。社会的要因としては、農村社会における関係性の重さ、親との関係の難しさなどがありました。さらに、農家に入ったら、嫁がみつからないという話も

よく聞きました。

新規就農者数は、1990年をボトムに2005年まで増加しています。これは農家子弟のウターンが主要因です。親の老齢化や雇用環境の他、牛肉・オレンジの輸入自由化やガット・ウルグアイ・ラウンドの影響が比較的軽微だったことも増加の後押しをしたと考えられます。しかし、新規就農者の増加は、農業就業人口を増加させることはありませんでした。農業就業人口の年齢別構成は、高齢化が進んでいます。39歳以下の新規就農者を見ると、新規雇用就農者(2006年から統計開始)が増加傾向にあり、2011年には離職就農者数にかなり接近してきています。農林水産省では、2012年度から、これを20千人に増加させるべく、新規就農者確保事業を開始しています。



図 新規就農者(39歳以下)の動向

事業の法制度化	①事業は長期に行い、その存在を広く知らせる必要がある。 ②事業は、財政資金の片務的供与であり、目的、給付の対象、主な条件などは、法律で明示することが適当。 ③特別会計による柔軟かつ切れ目のない事業実施が必要。
事業目的の明確化	①農業経営の不安定さに着目して行われることになっているが、事業目的が若い新規就農者の増加にあることを明確にすべき。 ②所得の低い独立・自営就農の支援では、金の切れ目が緑の切れ目になるおそれがある。 ③新規就農者の増加に最も必要なのは、農業の経済条件の改善と、農村社会の近代化で、事業目的を経営支援ではなく若い新規就農者の増加にした上で、青年就農給付金事業の仕組みを改めるべき。
給付対象者の自家農業就農者への拡大	①自家農業就農者にも研修が必要。 ②自家農業に就農しても、経営の所得がすぐに増えるわけではない。 ③親子関係等を円滑に進めるためには資金的な裏打ちが必要。
所得上限の改善	○上限所得の前後でアンバランスが大きすぎる。
夫婦で新規参入	○経営開始型の青年就農給付金は、夫婦それぞれに150万円ずつ交付すべき。
新規就農資金貸付事業の見直し	○特に就農施設等資金の限度額や債務保証について、改善が必要。

表2 青年就農給付金事業等の課題

とを最大の目的とし作成されます。2012年度からは農地集積協力金交付事業を開始し、プランを作成した地域では、リタイア農家などに最高で70万円/戸が交付されます。

青年就農給付金の給付対象者は、典型的には新規参入者が該当します。地域に新規参入者が加われば、経営体数が増えますから、農地は集積ではなく分散の方向に作用します。一般には、新規参入者が人・農地プランにおいて中心となる経営体として位置付けられるのは、容易ではありませんが、青年

就農給付金の場合、位置付けられる見込みがあれば良いことになっていきます。しかも、新規参入者の作成する経営開始計画において、新規就農者自身が申告することになっており、さらに市町村が経営開始計画の承認は、外部組織の了解等が必要なく、市町村の判断で行えます。その判断が事後的に誤っていたとしても、罰則はありません。したがって、青年就農給付金(経営開始型)の給付にあたって、人・農地プランに位置付けるように規定していることは、予算さえ潤沢であれば、それほど

大きな意味を持つているとは考えられませんが、予算額に制約がある場合には、年次によって、あるいは地方公共団体ごとに不公平が発生する可能性があります。その意味で、2012年度補正予算によって基金方式が採用され、弾力的運用が確保されるようになったのは喜ぶべきことでしょう。

市町村としても、経営開始計画の審査に当たって、新規参入者を排除することがないよう留意すべきです。新規参入者が就農を志す理由は様々だからです。全国新規就農センターが2010年度に行った調査結果では、新規参入者の就農理由をみると、農業経営に意欲をもっている人が多いのは当然ですが、「農村の生活が好きだから」、「時間が自由だから」、「食べ物や品質や安全性に興味があったから」などもそれなりの割合を占めています。

## 農地権利移動規制の方向

新規参入希望者にとって、農地の取得は最大の課題です。全国新規就農センターが行った調査結果でも、就農地選択の理由として、「取得できる農地があった」が最も多く、また、「就農時に苦勞したことを尋ねた質問でも、農地の取得がトップになっています。農家以外の子弟が見知らぬ土地での農地取得に苦勞するのは、農

## 新規就農者確保事業の概要

新規就農者確保事業は、三つに分かれます。一つ目は青年就農給付金事業のうち準備型ですし、二つ目はその経営開始型です。三つ目は農の雇用事業です。

事業は補助事業であり、市町村等が事業実施主体となります。予算が不足する際には、採択人数が削減されることがあると考えられます。

	給付期間	給付額	事業実施主体	給付対象
青年就農給付金事業	準備型	2年間	都道府県	研修生
	経営開始型	5年間	市町村	新規参入者等
農の雇用事業	2年間	120万円/年	全国農業会議所	雇用者

(注) 1.新規雇用就農者とは、新規に独立・自営就農者になる者で農外から参入する者および5年以内に経営継承する者  
2.農の雇用事業の給付額は、新規就農実践研修で97千円/月、指導者研修で36千円/年

表1 新規就農者確保事業

地または土地というものの性格上、やむを得ない面があります。しかし、制度または政策が、必要以上に制約するのは、よくありません。

農地法では農地取得を許可制にしていますが、1975年に農用地利用増進事業(現在は利用権設定等促進事業)が開始され、条件付きで許可が不要とされました。

農地についての権利移動を考える場合に、農地も土地であると考えるか、農地と宅地等他の土地とは違うと考えるかで大きな違いがでてきます。筆者は、農地も土地であり、まず憲法が参照され、民法についての特別規定は、必要最小限にとどめられるべきだと考えます。特に、許可のような公権力の介入は、できるだけ避けるべきで、望ましい方向への誘導は、基本的には奨励措置により行うべきだと考えます。一般論としては以上のようになりますが、具体的にこれに法律制度として組み立てるにはかなり難しいところがあります。その理由の一つは、土地所有権の内容については、国によってかなり大きな違いがあるにもかかわらず、外国人土地法が機能していないからです。もう一つは、利用権設定等促進事業のように、市町村を中心とした農地のコントロールを目指すのは好ましい方向だと考えられますが、そのためには国の段階での規制が必要だと考えられるからです。

重しながら改善案を提案したい。一つは、権利移動の許可制は、認可制に変更し、罰則規定は削除することです。許可を認可に変えたからといって、行政処分(認可)が行われるまで、効果が発生しない(無効である)ことはいうまでもありません。二つ目は、農地保有の下限面積を撤廃することです。下限面積は、2009年改正によって、その面積の引下げが可能となりましたが、そこまで国が規制する必要はないと考えます。中山間地域などでは、その条件を逆手にとって、農業の兼業化や趣味の農業、六次産業化がもっと奨励されていると考えます。もちろん、山林や水面があれば、その有効活用が考えられる必要があります。都市との交流も、単に物の交流にとどまらず、人の交流も必要でしょう。東日本大震災を経験し、都会と離れた地域で農園やセカンドハウスを求め動きもありません。農地などをめぐる制度が、そうした動きの障害になってはいけません。多くの市町村において、農業への参入を奨励していますが、その理由は人口減少への対処にあるとみられ、農業経営規模の大規模化ではありません。大規模化は、地域全体の収入額や消費額を減少させ、地域の衰退につながる可能性が大きいのです。大規模化は、自由な事業活動の結果として、進むものであって、進めるものではないのです。

## 青年就農給付金事業等の課題

新規就農給付金事業は開始されたばかりの事業ですから、当面、これをスムーズに執行していくことが求められます。その意味では、課題を述べるのは少々早いのですが、表にまとめてみます(表2)。なお、このほか、農業者年金制度について、若い家族農業就業者にとって魅力あるものにする必要があります。

## 新規就農者確保事業と人・農地プランとの関係

人・農地プランは、地域の中心となる経営体に農地を集積するこ

# HAL 認証農産物 生産者間で情報交換 産地間交流会を開催

芽室のジャガイモ畑を視察  
栽培や環境などの  
意見交換も

芽室町での交流会では、ジャガイモを中心とした4生産者の畑を、俱知安地区の7名の生産者が視察しました。ジャガイモ畑では、早期培土栽培での畝形状や防除の作り方についての説明があり、俱知安側の参加者から収穫時期の指導などについて質問がありました。続いてジャガイモの割れの発生状況や着生数を確認する試し掘りを行い、雨の影響や管理作業について話し合いました。また、ドリルシーダーを使った大豆の省力大規模栽培やケンブリッジローラーを使用した除草法など、栽培技術についての意見交換も行われました。栽培環境については、十勝芽室

平成25年7月17日および8月2日・3日、HAL認証農産物生産者の技術向上と情報交換、交流を目的とした産地間交流会を、芽室町ならびに北見市等で開催しました。7月実施の芽室町での交流会には11名、8月実施の北見市等での交流会には9名が参加し、栽培技術や機械設備、環境変化など、さまざまな分野について活発な情報交換が行われました。



地域での霜の状況や、風、土質の分布といった条件に加え、水利、圃場区画にまで話がおよびました。環境の変化については、俱知安、芽室両地域の生産者とも変化を感じる部分があり、局所的な大雨の増加や、アオゲイトウなどの外来雑草の増殖についての話題が広がり、その対処方法についての情報がやりとりされました。その後は格納庫に移動して、新規に導入したMiedema社製ポテトプランターやGRIMME社製ポテトハーベスター、CLAA S社製コンバインハーベスターな

どの大型機械、自走式スプレヤーに改良したトラクターなどの機械や各種アタッチメントについての紹介がありました。ここでは気候条件の差から来る機械の使用方法の違いについて意見交換が行われたほか、スプレヤーノズルの種類とドリフトの関係や、夜間作業時のLEDライトの使い勝手、トラクタータイヤの接地圧やクローラーとの比較など、細かな技術的な情報交換に加え、圃場間移動と従業員の安全確認や排ガス規制によるコスト負担など、経営上のリ

スクについての意見交換なども行われました。また、農薬の保管庫前では、HAL認証協議会で認証取得を進めているグローバルGAPへの対応が話題となり、監査での指摘事項や是正方法についての情報交換が行われました。

## 十勝・北見の タマネギ栽培を視察

「HAL認証農産物たまねぎの会」の視察として行われた8月の交流



会では、富良野の生産者が十勝地域と北見市の生産者を訪れました。車窓からタマネギの生育状況を観察しつつ訪問した最初の生産者の圃場では、昨年からのタマネギの直播栽培に取り組んでおり、種会社や先進の生産者からの指導を仰ぎつつ栽培技術の向上に努めていました。次に訪れた生産者の圃場では、有機JAS認証システムやJGAPの運用経験を活かしてグローバルGAPに取り組みしており、それに対する意見交換や、使用している有機資材などについて

の情報交換が行われました。

最後に訪れた北見市では、生産量日本一を支える栽培技術について意見交換が行われ、また、作業の省力化が期待される直播栽培について一部取り組み始めたことが紹介されました。

交流会の中では、栽培技術の交流やJA活動の情報交換などのほかにも、HAL認証事業への要望も寄せられ、参加した生産者からは、それぞれの地域で切磋琢磨しながらHAL認証事業を盛り上げていくという決意を新たにしていました。タマネギの生育状況については、十勝地域は概ね良好な生育でしたが、北見は富良野と同様、降



雨が少なく干ばつ気味で、肥大が進んでおらず小玉の傾向が見られました。

これまでは北見を筆頭に富良野、南空知・石狩が北海道におけるタマネギの主産地でしたが、十勝地域においても、TPPを見据えた次の一手としてタマネギ栽培に取り組み始めている生産者が増えていきます。これを受けてこれまでの主産地がどの様なステップを指しているのか、これらの産地の挑戦にいかに関与できるかがHAL財団としてのテーマとなると思われます。

今回、農繁期の合間にも関わらず、2回の産地交流会が開催されましたが、参加者からは、「刺激になった」、「経営資源の効率的な投入方法は参考になった」、「新しい品種にもチャレンジしたい」といった感想のほか、「HAL認証という同じ取り組みを進める仲間だから踏み込んだ情報交換ができた」という声もあり、有意義な交流会となりました。また、交流会後にも「参加したかった」という生産者の声が届いたことが、今後の継続的な開催が期待されます。

## グローバルGAP内部監査の 実施レポート

HAL財団では、農産物の安全・安心を裏付けるには科学的な手法や第三者認証制度が有効であると考え、平成23年からHAL認証農産物協議会の参加会員110戸の生産者の方とともにグローバルGAP (GGAP) 認証取得に向けた取り組みを行っています。この取り組みによる安全・安心の裏付けは、輸入農産物に対向する競争力ともなります。今回は、その内部検査実施の様子をレポートします。



平成25年6月26日

由仁町 吉田農産 取材者/上野

6月下旬、由仁町の吉田農産を訪問。吉田農産では、90haの農地に、麦、大豆、ソバ、スイートコーン、タマネギなどを栽培しており、HAL認証基準に沿って栽培されるタマネギがHAL財団に出荷されています。

GGAPのグループ認証の規則では、「内部検査員によって、グループ管理部門の内部監査と各生産者の内部検査を実施すること」が求められています。この内部検査では、求められる品質マネジメント（大きく分けると「食品安全」「労働安全」「環境保全」の3項目）について年に1度実施されます。

内部検査の実施によって、生産から消費者に商品として届けられるまでの一連の工程が確実に記録として残されるよう、研修を受け検査員の資格を取得した内部検査員が実際に農家に赴き、詳細の検査を220項目以上に渡って行います。

午前9時、GGAP内部検査の有資格者のHAL財団品質管理室の志賀、そして流通開発部の岡本、嶋崎の立会いで検査が始まりました。

吉田農産が記録してきた各種帳票の確認、そしてその内容が適正であるかどうかをチェックしていきます。さらに、書類だけではなく実際の農薬や肥料の保管状況、作業場の状態、圃場の様子も検査員によって点検されます。

正午ころまでおよそ3時間をかけて漏れなくチェック。最後の講評では、「吉田農産は非常に整理整頓が行き届いており十分なレベルである」と検査員からコメントがあり、今回の検査では、問題点はなく生産工程管理が行われていることが認められました。

HAL財団では、HAL認証農産物の栽培基準制度がGGAPの手法によって認証されることで、信頼性が高まり今後の販路開拓や、消費者への訴求ポイントに活かされると考えています。この取り組みにより、個々の農業経営の安定化、収入基盤の強化につながるものと期待されます。

# The Fellowship

member's interview

Vol.30



## 農業経営モデル紹介

第8回HAL農業賞 地域貢献賞受賞  
有限会社 ほなみ (南幌町)

代表取締役 長澤 一昭氏

## ライスセンターを核とする地域17戸が参加 農地と雇用を守り、後継者育成を図る



有限会社ほなみは、農業生産者17戸による複数戸法人として、平成14年に誕生しました。水稻を中心として、小麦、野菜などを生産しています。規模拡大・コスト削減に合理的に取り組み、現在では構成員・社員合わせて31名、農地約240haの経営規模となっています。後継者不足の中で地域集落の維持と雇用の場として機能しており、地域に大きく貢献していること、また新規雇用、Uターン人材の確保などを通じて人材育成を図っていることが評価され、第8回HAL農業賞地域貢献賞を受賞しました。



※フェロウシップ (fellowship) とは仲間である事、友情、協力などを意味する言葉。HAL財団では北海道農業に携わる方々とのフェロウシップを大切に、それぞれの経験や事例を共有・意見交換することで、北海道農業の発展に貢献したいと考えています。



小麦畑の向こうに、法人化後に事務所近くに移設されたハウス群としいたけ栽培施設が見える

### コメ価格下落と高齢化。そこからの法人化の経緯は。

有限会社ほなみの前進は、平成9年に南幌町幌西地区で設立されたライスセンターの利用組合です。当時、「コメの価格が60kg当り1万円を切るのでは」という将来的に不安な話が続いており、「なんとか売れるコメを作ろう」との想いで設立された。地域でロットをまとめ、品質を均一に調整したほうが売りやすいということ、また、財源厳しい中で個人の施設の老朽化が進んでおり、共同で利用できる施設が望まれたことなどが背景にあります。

この試みのおかげでコメの評価

### 複数戸での法人化。農地と農業、生活を守る。

るのか、それが最大の課題点でした。結局、当初は過去3〜4年の実績を見て、歩み寄りの中で利益を分配する形を取りました。現在は、毎年の個人面談の中で決めた給料制になっています。

ほなみは地域の離農農家の土地の受け皿として、経営面積を拡大してきました。この規模の法人としては珍しいことに、約240haの農地のほとんどが事務所から3〜4km圏内。立地に恵まれ、効率よく作業ができています。また、法人化したことで特に機械関係のコストが下がり、堅調な経営につながりました。

苦労したのは、やはり設立して1〜2年、法人としての基盤ができるまでの間ですね。これまでそれぞれ社長で、時間を自由にコントロールしていた人間の集まりですから、時間を決めて動くことに慣れるのが大変でした。また、水稻栽培は全員が経験していましたが、一人ひとりとして初めて栽培する野菜などもあり、その作業に慣れるのも一苦労。夏は朝5時からブロッコリーの収穫をして、休みは月に1日あればいいほう。冬は冬で、それぞれの家の近くにあったハウスを解体して事務所近くに移動する作業が続きました。

でも、このときの苦労があったからこそ、今があるのだと思います。それぞれ、不満に思っている言わずに済ませているこ

### 課題は人材育成と、TPPを見据えた販路開拓。

とはあるかもしれませんが、歩み寄って運営ができています。法人化するまでに徹底的に話し合いをして、納得して会社をつくったことも大きいですね。

複数戸での法人化では、個人所有の農機具などは会社に貸す例も多いと思います。しかしほなみでは、個人が所有していた農業機械などを法人が買い上げました。だから、この会社がなくなったら、この地域では暮らせない。その覚悟をもって会社をつくり、現在もそれぞれが努力している、ということが言えると思います。

冬の労働力をどう活用して収益を上げるかは、設立当初からの課題でした。平成16年、この問題の解決策として、250mのハウス2棟をつなげて、冬でも18ホールを暖かくプレイできるパークゴルフ場の経営を開始。当初は知名度不足で閑古鳥が鳴いていましたが、二年目からはマスクミで取り上げられたり、口コミで広がったりで、客が増えました。

また、平成18年からは菌床しいたけの栽培を開始。10月から4月頭までの収穫・出荷を行っています。これからの課題は、やはり人材の新陳代謝に伴う技術継承ですね。法人化以降、6名が入社して

戸。うち後継者がいるのは2戸のみで、地域の危機意識は高まっています。また、生産組合が継続していたこと、ライスセンターという施設が既にあって共同出荷していることなどもあり、法人化に向けては皆、前向きでした。問題だったのは給料の決め方です。

同じ地域で、同じように水稻をメインに栽培していても、その収益は違う。給料をどのように決め



法人化の足がかりとなった西幌地区初乾燥調整施設

いますが、栽培技術を身に付けてもらうのは時間がかかる。うちでは経営に影響のない少量生産の品目を担当して、失敗しながら覚えてもらう、という方法をとっています。

例えば、「そろそろ虫が出るから防除するんだよ」と言っても、「はい」と返事はするんですが、やはり気付かない、動けない。ベテランが見に行くと虫や病気が出ていたり、追肥が遅かったり。失敗によって、責任を自覚してもらえないようになってきていると思います。研修会などにもどんどん参加させています。

ほなみの経営は、幸いなことに右肩上がりが続いています。これは堅実な取り組みの成果でもありますが、やはり天候に恵まれてきたということもある。ありがたいことに、平成23年には全国優良経営体表彰において、農林水産省経営局長賞を受賞しました。目標としていた売上3億円もクリアしました。

今後は、南幌町の1農家の平均経営面積は26〜27haなので、17戸が参加しているほなみでは、もう少し規模を拡大してもいいかな、と思っています。また、これまで収穫した全量をJAに販売してきましたが、今後はTPPへの対応なども考えていかななくてはならない。他の企業の話も聞きつつ、販路をどうしていくべきかを考えたいと思っています。

■有限会社 ほなみ  
所在地 南幌町南18線西21番地  
所立金 平成14年2月  
資本金 995万円  
売上高 3億4733万円 (平成24年度)  
従業員数 30名  
経営面積 236ha (水稲171ha、小麦33ha、ブロッコリー8ha、甜菜71ha、大豆3ha、露地長ネギ19ha、ほか)

